

令和5年11月30日開会

令和5年第4回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和5年第4回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

それでは、本定例会に提出いたしました予算案6件、条例案14件、指定管理5件、財産取得1件、人事案1件の合わせて27件についてご説明申し上げます。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第71号、専決処分した「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第6号）」は、青森県の物価高騰対策事業に対応し、子ども一人あたり3万円の給付、土地改良区への電気代の補助、また、市民一人あたり3千円の商品券の給付事業を追加したものであり、早急に措置する必要がありましたので、本職において専決処分したものであります。

議案第72号「令和5年度つがる市一般会計補正予算（第7号）案」は、職員等の給与改定等に伴う経費、当初予算に見込めなかった経費等について、所要の予

算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算に3億1,941万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を239億5,786万2千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、ご説明申し上げます。

まず、この度の県人事委員会の勧告に伴う職員等の給与改定に要する経費について、それぞれ増減調整を行ったうえで所要額を計上しております。

次に、給与関係経費以外のものについて、ご説明申し上げます。

2款総務費では、一般管理費において、ふるさと納税寄附金の増額を見込み、返礼品等の所要の経費を追加計上しました。

3款民生費では、障害者福祉費において、これまでコロナ禍により低調でありました、障害福祉サービスの利用が回復傾向にあることから、平年ベースの所要額を追加計上しました。

また、母子福祉費においては、本年10月からのコロナ医療費の自己負担に対応し、各医療費扶助額を追加計上しました。

10款教育費では、令和8年度に本県にて開催される、「青の煌（きら）めき国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会」に対応する推進室設置に向けた整備費用142万4千円を計上しました。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金のほか、ふるさと納税寄附金の決算見込みを1億6千万円とし、5千万円追加計上しました。

また、財源調整は財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第73号から議案第76号までの令和5年度各特別会計、下水道事業会計補正予算案4件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第 77 号「つがる市行政組織条例の一部を改正する条例案」は、国民スポーツ大会及び障害者スポーツ大会開催に向けて、必要な組織を総務部内に設置するため所要の改正を行うものであります。

議案第 78 号「つがる市木造ふれ愛センター条例の一部を改正する条例案」は、当該センターの開館時間等を規則に委任するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 79 号「つがる市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例及びつがる市監査委員条例の一部を改正する条例案」は、地方自治法の一部改正により条ずれが生じたことから、引用条項の改正を行うものであります。

議案第 80 号「つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、青森県人事委員会の給与勧告に基づき職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するなど所要の改正を行うものであり

ます。

議案第 8 1 号「つがる市技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため所要の改正を行うものであります。

議案第 8 2 号「つがる市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
案」及び議案第 8 3 号「つがる市議会の議員の議員報
酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例案」は、市長等並びに市議会議員の期末手当の支給
割合を改定するものであります。

議案第 8 4 号「つがる市一般職の任期付職員の採用
等に関する条例案」は、地方公共団体の一般職の任期
付職員の採用に関する法律の規定に基づき、一般職の
任期付職員の採用等に関する事項を定めるため制定
するものであります。

議案第 8 5 号「つがる市火災予防条例の一部を改正
する条例案」は、関係省令の一部改正に伴い、蓄電池

設備等の管理及び取扱い等に関し、所要の改正を行う
ものであります。

議案第 86 号「つがる市道路占用料徴収条例の一部
を改正する条例案」は、固定資産税評価額の評価替え
に伴い、占用料を改めるため所要の改正を行うもので
あります。

議案第 87 号「つがる市霊園条例案」は、合葬墓の
新設に伴い、その利用方法、使用料等を定めるなど現
行の条例の全部を改正するものであります。

議案第 88 号「つがる市国民健康保険税条例の一部
を改正する条例案」は、地方税法施行令の一部改正に
伴い、本市が独自に先行実施している妊産婦に係る国
民健康保険税の減免が法定減額の対象となったこと
から所要の改正を行うものであります。

議案第 89 号「つがる市特定教育・保育施設及び特
定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案」は、内閣府で定める関係基
準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであり

ます。

議案第90号「つがる市緑地等利用健康増進施設条例を廃止する条例案」は、つがる市車力テニスコートを廃止するものであります。

議案第91号から議案第95号までの「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」5件は、それぞれ施設の指定管理者を指定するものであります。

議案第96号「財産取得の件」は、除雪ドーザ18t級1台を購入するものであります。

最後に、議案第97号「つがる市農業委員会委員の任命につき同意を求めるの件」は、任期が満了となる農業委員会委員の新たな委員の任命について、議会の同意を得るため提案するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御承認、

御議決、御同意を賜りますようお願い申し上げ、提出
議案の説明といたします。